

注 意 事 項

決められた日の「朝6時30分から8時00分まで」に、決められた物を、決められた場所（集落内のごみステーション）に出しましょう

燃やせるごみ

- 生ごみ ○衣料品 ○紙おむつ（汚物取り除く） ○皮、ゴム類
- 再資源化できない紙類（写真、カーボン紙、防水加工紙など）
- 容器包装以外のプラスチック製品（おもちゃなど） 等
- ・生ごみは、水をよく切ってからごみ袋の中に入れ、口をしっかり結んで出す
- ・家庭用電動生ごみ処理器またはコンポストを購入するときは、補助金制度がありますので、ご利用ください。（詳しくは福祉保健課へご照会ください）

燃やせないごみ

- 鍋、やかん ○ガステーブル ○扇風機 ○オーブン、レンジ ○傘
- せともの ○植木鉢 ○一斗缶 ○三輪車 ○トタン板 ○割れたガラス
- ・高さ・幅・奥行が50cm程度以下の大きさに限る
- スプレー缶
- ・穴を必ずあけて「青色のコンテナ」に入れる

ガラスビン

- 清涼飲料水、洋酒のビン ○醤油、調味料のビン ○佃煮のビン 等
- ・中をよく洗ってから出す
- ・フタは必ず外して出す
- ・化粧品ガラス容器は「燃やせないごみ」に出す
- ・一升瓶、ビールビンは購入店から引き取ってもらう

有機性廃棄物

- 剪定枝 ○草 ○落ち葉 ○割箸、竹串 ○竹 ○わら製品 等
- ・剪定枝や竹の結束は、荒縄を使用する（針金やビニールひもは使用しない）
- ・木は長さ1m以内、竹は長さ2m以内に切断し、1束の直径は40cm以下にする
- ・1回（週）に出せる量は1世帯あたり10束（袋）を限度とする

ペットボトル

- 飲料用ペットボトル ○醤油、焼酎、みりん等のペットボトル
- ・中を洗ってから出す
- ・フタは「その他プラスチック類」に出す

発泡スチロール

- ・箱の場合は、側面をカッターナイフで切り落とし、小さくしてから出す

その他プラスチック

- ・汚れを落としてから出す。汚れが落ちないものは「燃やせるごみ」に出す

空き缶

- スチール缶、アルミ缶
- ・中を洗ってから出す

古紙関係

- ・それぞれの分別区分ごとに、ヒモで十文字に縛って出す
- ・折込み広告は新聞と一緒にする
- ・百科事典等の表紙が紙以外のものは、表紙部分を切り落としてから出す
- ・牛乳パック類は、中を洗って乾燥させ、開いてからヒモで十文字に縛る

リサイクルヤード（蛍光缶・古紙）

- 蛍光管（白熱球は除く） ○廃乾電池 ○古紙（通常収集日に出せないとき）
- ・リサイクルヤードの所在地は大字割町新田 807-1（受付係員に申出）

粗大ごみ（有料）

- 布団 ○カーペット ○ベッド ○家具類 ○自転車 等
- ・収集日の **7 日前**までに役場福祉保健課へ申込書を提出する
- ・「**粗大ごみ処理券**」を購入し、必要枚数分を粗大ごみに貼り付けて収集日の朝、庭先におく

刈羽村役場 福祉保健課（電話：0257-45-3916）